

新型コロナウイルス感染者発生時の支援について

高齢者施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合にかかり増し経費や介護職員の応援派遣を支援します

【補助金】サービス提供体制確保事業（かかり増し経費の補助）

i) 利用者または職員に感染者が発生

- 対象事業所：訪問系、通所系、短期入所系、入所系施設
- 支援対象経費：
 - 【緊急時の介護人材の確保にかかる費用】
 - ・緊急雇用、割増賃金・手当（時間外勤務、危険手当など）、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費
 - 【職場環境復旧・環境整備にかかる費用】
 - ・事業所・施設等の消毒費用
 - ・感染廃棄物の処理費用
 - ・在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費
(アルコール、マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋、使い捨て食器)



ii) 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養する場合の支援

- 対象事業所：入所系施設
- 支援対象経費：入所者の施設内療養に要する費用（1人1万円/日 15万円上限）
※条件を満たせば1人2万円/日 30万円上限

iii) 感染者が発生または自主的に休業した介護事業所等の利用者の受け入れ等

- 対象事業所：訪問系、通所系、短期入所系、入所系施設
- 支援対象経費：
 - ・緊急雇用、割増賃金・手当（時間外勤務、危険手当等）、職員派遣に係る旅費・宿泊費

※ 領収証等の証拠となる書類は事業所等において保管しておいてください。

介護職員の応援派遣（コーディネート事業による応援調整）

i) コーディネート事務局による応援職員の派遣調整

- 支援内容：新型コロナウイルス感染者が発生した高齢者施設において、介護職員にも陽性者が発生し、介護職員が不足する場合などに、応援が可能な施設から職員を派遣することで、必要なサービス確保の支援
- コーディネート事務局：担当者 崎濱・岡田（TEL：098-914-1068）
<https://social-action.biz/>



(担当課：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課) TEL：098-866-2214